

事業者向け障害者とのコミュニケーション サポーター養成研修を開催します！！

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が義務になりました。

この機会に、障害者が困る場面や障害者とのコミュニケーション方法について、学んでみませんか。

内容

- 障害特性（身体障害、知的障害、精神障害等）を理解する。
- 障害のある人に対するコミュニケーション方法やサポート方法を実践形式で学ぶ。
（コミュニケーション方法・サポート方法の例）
 - ・ 車いすの押し方
 - ・ 聴覚障害者とのコミュニケーション方法
 - ・ 視覚障害者の誘導方法

日程

令和7年3月8日（土曜）
午後2時～午後5時

場所

練馬区役所本庁舎19階 1902会議室
（練馬区豊玉北6-12-1）

募集人数

30名程度(先着)

参加費

無料

講師

- ・ 近藤 茜氏
アカキカク/ワークショップデザイナー
- ・ 障害当事者

その他

研修終了後は、修了証（ステッカー）を配付します。

申込方法

電話、ファクス、下記二次元コードいずれかの方法にて、
以下宛て
令和7年2月28日（金）までにお申込みください。

問合せ先

練馬福祉人材育成・研修センター
電話：03-6758-0145
ファクス：03-5383-7421



参加のお申し込みは
左記の二次元コードより
お申し込みが可能です。